

最高検企第360号
令和7年7月22日

行政文書開示請求の確認について

山 中 理 司 様

検事総長 畠 本 直



令和7年7月7日受付（受付第9号）の行政文書開示請求書について、確認を求めるので、回答書を提出してください。

記

1 開示請求について

貴殿が開示請求をしている

大川原化工機冤罪事件にかかる検証・謝罪に関する要望書（令和7年6月20日付）に関して作成し、又は取得した文書について、その請求趣旨に該当する行政文書を探索した結果、その請求に係る行政文書を作成し、又は取得しておらず、保有していないことから、対象文書不存在として不開示決定を行う見込みです。

つきましては、開示請求を維持するか否か、回答書により回答ください。

開示請求を取り下げられる場合は、御提出いただいた開示請求書及び貼付された収入印紙を返戻いたします。

なお、下記提出期限までに回答の提出がない場合は、不開示決定の手続を進めますので御承知おきください。

2 回答書の提出期限等

令和7年7月30日（水）必着

3 添付書類

回答書

* 担当課等

最高検察庁総務部企画調査課（担当者名：和田）Tel:03-3592-5611（内線:3294）

回 答 書

令和 年 月 日

検事総長 殿

請求者氏名

令和7年7月22日付け最高検企第360号をもって確認を求められた事項について、下記のとおり回答します。

記

1 請求内容について（いずれかに☑してください。）

- 開示請求を維持します。
- 開示請求を取り下げます。

以 上